

第1号議案

件名	栃木県教育委員会事務局組織規程等の一部改正について
提案理由	平成31(2019)年度における教育委員会事務局の組織改編に伴い、栃木県教育委員会事務局組織規程等について所要の改正を行うものである。

栃木県教育委員会事務局組織規程等の一部改正について

H31(2019)年3月19日 教育委員会事務局総務課

1 改正の趣旨

平成31(2019)年度の教育委員会事務局組織改編等に伴い、関係する教育委員会規則について所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 栃木県教育委員会事務局組織規程（昭和33年教育委員会規則第4号）

・ 第2条関係

「教職員課」及び「学校教育課」を「義務教育課」及び「高校教育課」に改組するもの。

・ 第3条関係

総務課に事務局の職員及び教育機関の教職員に関する人事制度の総合調整及び総合企画に関する業務を一元化するとともに、給与事務（退職手当を含む）についても総務課に集約するもの。

・ 第6条及び第7条関係

これまで教職員課及び学校教育課が所掌していた人事業務及び指導業務を義務教育課及び学校教育課へ校種ごとに集約するもの。

(2) 教育関係職員の服務の宣誓に関する規則（昭和26年教育委員会規則第9号）

・ 第3条第2項関係

学校職員の宣誓書等の整理保管を行う者を高校教育課長とするもの。

(3) 栃木県教科用図書選定審議会規則（昭和39年栃木県教育委員会規則第7号）

・ 第5条関係

栃木県教科用図書選定審議会の庶務担当課を義務教育課とするもの。

(4) 栃木県総合教育センター管理規則（平成4年栃木県教育委員会規則第19号）

・ 第2条関係

統計調査業務を研究調査部から総務部に移管するほか、所要の改正を行うもの。

3 施行期日

平成31(2019)年4月1日

【組織改編の内容】

現行	改編後
<p>総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> — 企画調整担当 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務T ・ 企画T ・ 人事T — 教育政策担当 — 高校再編推進担当 — 人権教育室 <p>教職員課</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務担当 — 小中学校人事担当 — 県立学校人事担当 <p>学校教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務担当 — 小中学校教育担当 — 高等学校教育担当 — 学力向上推進室 	<p>総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> — 企画調整担当 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務T ・ 企画T ・ 人事T ・ <u>給与T</u> — 教育政策担当 — 高校再編推進担当 — 人権教育室 <p>義務教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>総務担当</u> — <u>人事担当</u> — <u>指導担当</u> — <u>学力向上推進担当</u> <p>高校教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>総務担当</u> — <u>人事担当</u> — <u>指導担当</u>

○教育関係職員の服務の宣誓に関する規則等の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

教育関係職員の服務の宣誓に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月 日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

教育関係職員の服務の宣誓に関する規則等の一部を改正する規則

(教育関係職員の服務の宣誓に関する規則の一部改正)

第一条 教育関係職員の服務の宣誓に関する規則(昭和二十六年栃木県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宣誓書の取扱)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 前項の宣誓書及び報告書は、宣誓をした者が学校の職員である場合には高等学校課長が、その他の職員である場合には総務課長が、それぞれ整理保管するものとする。</p>	<p>(宣誓書の取扱)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 前項の宣誓書及び報告書は、宣誓をした者が学校の職員である場合には教職員課長が、その他の職員である場合には総務課長が、それぞれ整理保管するものとする。</p>

(栃木県教育委員会事務局組織規程の一部改正)

第二条 栃木県教育委員会事務局組織規程(昭和三十三年栃木県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>(課、室及び担当)</p> <p>第二条 本局に、次の表の上欄に掲げる課及び室(以下「課及び室」という。)を置き、課及び室の下にそれぞれ下欄に掲げる担当を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">略</td> <td style="width: 50%;">課室名</td> <td style="width: 50%;">略</td> <td style="width: 50%;">担当名</td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td></td> <td>教職員課</td> <td>総務担当、小中学校人事担当、 当、県立学校人事担当</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>総務担当、 人事担当、 指導担当</td> <td>学校教育課</td> <td>総務担当、 小中学校教育担当、 当、高等学校教育担当</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	略	課室名	略	担当名	義務教育課		教職員課	総務担当、小中学校人事担当、 当、県立学校人事担当	高校教育課	総務担当、 人事担当、 指導担当	学校教育課	総務担当、 小中学校教育担当、 当、高等学校教育担当	略		略		<p>(課、室及び担当)</p> <p>第二条 本局に、次の表の上欄に掲げる課及び室(以下「課及び室」という。)を置き、課及び室の下にそれぞれ下欄に掲げる担当を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">略</td> <td style="width: 50%;">課室名</td> <td style="width: 50%;">略</td> <td style="width: 50%;">担当名</td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td></td> <td>教職員課</td> <td>総務担当、小中学校人事担当、 当、県立学校人事担当</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>総務担当、 人事担当、 指導担当</td> <td>学校教育課</td> <td>総務担当、 小中学校教育担当、 当、高等学校教育担当</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	略	課室名	略	担当名	義務教育課		教職員課	総務担当、小中学校人事担当、 当、県立学校人事担当	高校教育課	総務担当、 人事担当、 指導担当	学校教育課	総務担当、 小中学校教育担当、 当、高等学校教育担当	略		略	
略	課室名	略	担当名																														
義務教育課		教職員課	総務担当、小中学校人事担当、 当、県立学校人事担当																														
高校教育課	総務担当、 人事担当、 指導担当	学校教育課	総務担当、 小中学校教育担当、 当、高等学校教育担当																														
略		略																															
略	課室名	略	担当名																														
義務教育課		教職員課	総務担当、小中学校人事担当、 当、県立学校人事担当																														
高校教育課	総務担当、 人事担当、 指導担当	学校教育課	総務担当、 小中学校教育担当、 当、高等学校教育担当																														
略		略																															
<p>2 前項に規定する課のうち、次の表の上欄に掲げる課に同表の下欄に掲げる室(以下「課内室」という。)を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">課名</td> <td style="width: 50%;">室名</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	課名	室名	略		<p>2 前項に規定する課のうち、次の表の上欄に掲げる課に同表の下欄に掲げる室(以下「課内室」という。)を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">課名</td> <td style="width: 50%;">室名</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	課名	室名	略																									
課名	室名																																
略																																	
課名	室名																																
略																																	

略	学校安全課	略
略	略	

(総務課の分掌事務)

第三条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一・二 略
- 三 事務局の職員及び教育機関の教職員の人事に関する総合企画及び総合調整に関すること。
- 四 事務局の職員及び学校以外の教育機関の職員（以下「事務局等の職員」という。）の定数、任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること（給与、旅費及び退職手当に關することを除く。）。
- 五 事務局の職員及び教育機関の教職員の給与、旅費及び退職手当に関すること。
- 六 二十一 略

(学校安全課の分掌事務)

第五条 学校安全課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 十 略
- 十一 恩給 に関すること
- 十二 十六 略

(義務教育課の分掌事務)

第六条 義務教育課の分掌事務（特別支援教育室の所掌に属するものを除く。）は、次のとおりとする。

- 一 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校（以下この条、第八条及び第十条において「小中学校等」という。）の教職員の定数、任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること（給与、旅費及び退職手当に関するものを除く。）。
- 二 小中学校等の教職員の組織する職員団体に関すること。
- 三 小中学校等の学級編制に関すること。
- 四 小中学校等の教職員の職員費に関すること。
- 五 小中学校等の設置、廃止、設置者変更等に関すること。
- 六 教育職員の免許に関すること。
- 七 小中学校等の校長及び教員に対する指導及び助言に関すること。

略	学校安全課	略
略	学校教育課	学力向上推進室

(総務課の分掌事務)

第三条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一・二 略
- 三 事務局の職員及び学校以外の教育機関の職員（以下「事務局等の職員」という。）の定数、任免、給与、旅費、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。

(学校安全課の分掌事務)

第五条 学校安全課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 十 略
- 十一 恩給及び退職手当に関すること
- 十二 十六 略

(教職員課の分掌事務)

第六条 教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立学校（以下この条及び次条において「公立学校」という。）の教職員の定数、任免、給与、旅費、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- 二 公立学校の教職員の組織する職員団体に関すること。
- 三 公立学校の学級編制に関すること（特別支援教育室の所掌に属するものを除く。）。
- 四 県立学校の募集定員に関すること。
- 五 公立学校の教職員の職員費に関すること。
- 六 市町村立学校及び県立学校の設置及び廃止並びに市町村立学校の設置者変更等に関すること。
- 七 教育職員の免許に関すること。
- 八 その他公立学校の教職員に関すること。

- 八 小中学校等の教育課程及び指導計画に関すること。
- 九 小中学校等の児童及び生徒の指導に関すること。
- 十 小中学校等の教育評価に関すること。
- 十一 小中学校等の児童及び生徒の学力調査に関すること。
- 十二 小中学校等の管理下において行われる部活動（スポーツに係るものを除く。）に関すること。
- 十三 小中学校等の教科書及びその他の教材に関すること。
- 十四 幼児教育に関すること。
- 十五 栃木県教科用図書選定審議会に関すること。
- 十六 小中学校等の教育関係団体に関すること。
- 十七 その他小中学校等の教職員及び学校教育に関すること。

〔高校教育課の分掌事務〕

- 第七条** 高校教育課の分掌事務（特別支援教育室の所掌に属するものを除く。）は、次のとおりとする。
- 一 県立学校の教職員の定数、任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること（給与、旅費及び退職手当に関するものを除く。）。
 - 二 県立学校の教職員の組織する職員団体に関すること。
 - 三 県立学校の学級編制に関すること。
 - 四 県立学校の募集定員に関すること。
 - 五 県立学校の教職員の職員費に関すること。
 - 六 県立学校の設置及び廃止に関すること。
 - 七 県立学校の校長及び教員に対する指導及び助言に関すること。
 - 八 県立学校の教育課程及び指導計画に関すること。
 - 九 県立学校の生徒の指導に関すること。
 - 十 県立学校の教育評価に関すること。
 - 十一 県立学校の生徒の学力調査に関すること。
 - 十二 県立学校の管理下において行われる部活動（スポーツに係るものを除く。）に関すること。
 - 十三 県立学校の教科書及びその他の教材に関すること。
 - 十四 県立学校の管理及び運営に関すること。
 - 十五 県立学校の授業料に関すること。
 - 十六 県立学校の生徒の入学、転学及び退学に関すること。
 - 十七 県立学校の入学者の選考及び選抜に関すること。

〔学校教育課の分掌事務〕

- 第七条** 学校教育課の分掌事務（特別支援教育室の所掌に属するものを除く。）は、次のとおりとする。
- 一 公立学校の校長及び教員に対する指導及び助言に関すること。
 - 二 公立学校の学校教育指導計画及び教育課程に関すること。
 - 三 公立学校の児童及び生徒の指導に関すること。
 - 四 公立学校の教育評価に関すること。
 - 五 公立学校の児童及び生徒の学力調査に関すること。
 - 六 教科書及びその他の教材に関すること。
 - 七 幼児教育に関すること。
 - 八 県立学校の管理及び運営に関すること。
 - 九 県立学校の授業料に関すること。
 - 十 県立学校の児童及び生徒の入学、転学及び退学に関すること。
 - 十一 県立学校の入学者の選考及び選抜に関すること。
 - 十二 県立高等学校通信教育に関すること。
 - 十三 栃木県教科用図書選定審議会に関すること。
 - 十四 栃木県産業教育審議会に関すること。
 - 十五 公立学校の教育関係団体に関すること。
 - 十六 その他公立学校の学校教育に関すること。

- 十八 県立高等学校通信教育に関すること。
- 十九 栃木県産業教育審議会に関すること。
- 二十 県立学校の教育関係団体に関すること。
- 二十一 その他県立学校の教職員及び学校教育に関すること。

(特別支援教育室の分掌事務)

第八条 特別支援教育室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 略
- 二 小中学校等
 - の特別支援学級並びに県立の特別支援学校（以下「特別支援学校等」という。）の教育課程及び学習指導に関すること。
- 三 九 略

(スポーツ振興課の分掌事務)

第十条 スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 四 略
- 五 小中学校等及び県立学校の管理下において行われるスポーツに係る部活動に関すること。
- 六 十五 略

(特別支援教育室の分掌事務)

第八条 特別支援教育室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 略
- 二 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校
 - の特別支援学級並びに県立の特別支援学校（以下「特別支援学校等」という。）の教育課程及び学習指導に関すること。
- 三 九 略

(スポーツ振興課の分掌事務)

第十条 スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 四 略
- 五 公立学校
 - の管理下において行われるスポーツに係る部活動に関すること。
- 六 十五 略

(栃木県教科用図書選定審議会規則の一部改正)

第三条 栃木県教科用図書選定審議会規則（昭和三十九年栃木県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第五条 選定審議会の庶務は、栃木県教育委員会事務局義務教育課において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第五条 選定審議会の庶務は、栃木県教育委員会事務局学校教育課において処理する。</p>

(栃木県総合教育センター管理規則の一部改正)

第四条 栃木県総合教育センター管理規則（平成四年栃木県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織等)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>一 八 略</p> <p>八の二 教育に関する統計（本局各課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>九 略</p>	<p>(組織等)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>一 八 略</p> <p>九 略</p>

生涯学習部

一〇九 略

十 家庭教育（幼児教育に関するものを除く。）の支援に関する各種の事業に關すること。

研修部

一 幼稚園、幼保連携型認定こども園及び公立学校に關する教育行財政、教育経営、教育内容、教育方法等の研修及び助言その他の援助に關すること。

二 略

研究調査部

一 幼稚園、幼保連携型認定こども園及び公立学校に關する教育行財政、教育経営、教育内容、教育方法等の調査研究及び助言その他の援助に關すること。

二 教育に関する調査（本局各課の所掌に属するものを除く。）に關すること

三・四 略

教育相談部 略

幼児教育部

一 幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所及び公立学校の連携に關する教育内容、教育方法等の研修及び助言その他の援助に關すること。

二・三 略

四 家庭教育（幼児教育に関するものに限る。）の支援に關する各種の事業に關すること。

生涯学習部

一〇九 略

研修部

一 幼稚園 及び公立学校に關する教育行財政、教育経営、教育内容、教育方法等の研修及び助言その他の援助に關すること。

二 略

研究調査部

一 幼稚園 及び公立学校に關する教育行財政、教育経営、教育内容、教育方法等の調査研究及び助言その他の援助に關すること。

二 教育に関する調査及び統計（本局各課の所掌に属するものを除く。）に關すること。

三・四 略

教育相談部 略

幼児教育部

一 幼稚園、保育所及び公立学校の連携に關する教育内容、教育方法等の研修及び助言その他の援助に關すること。

二・三 略

四 家庭教育の支援に關する各種の事業に關すること。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（総務課）